

負担割合	要介護度	基本報酬	加算			食費	居住費	月額	
		ユニット型 介護福祉施設 サービス費	①～⑤の合計 (1日あたり)	⑥～⑨の合計 (1月あたり)	⑩介護職員 処遇改善加算 (30日の場合)	(1日あたり)	ユニット型 個室	(30日の場合)	
1割負担	標準額	要介護1	670	91	85	3,208	1,600	2,066	136,103
		要介護2	740			3,502			138,497
		要介護3	815			3,817			141,062
		要介護4	886			4,115			143,490
		要介護5	955			4,405			145,850
	第3段階②	要介護1	670	91	85	3,208	1,360	1,370	108,023
		要介護2	740			3,502			110,417
		要介護3	815			3,817			112,982
		要介護4	886			4,115			115,410
		要介護5	955			4,405			117,770
	第3段階①	要介護1	670	91	85	3,208	650	1,370	86,723
		要介護2	740			3,502			89,117
		要介護3	815			3,817			91,682
		要介護4	886			4,115			94,110
		要介護5	955			4,405			96,470
第2段階	要介護1	670	91	85	3,208	390	880	64,223	
	要介護2	740			3,502			66,617	
	要介護3	815			3,817			69,182	
	要介護4	886			4,115			71,610	
	要介護5	955			4,405			73,970	
第1段階	要介護1	670	91	85	3,208	300	880	61,523	
	要介護2	740			3,502			63,917	
	要介護3	815			3,817			66,482	
	要介護4	886			4,115			68,910	
	要介護5	955			4,405			71,270	
2割負担	要介護1	1,340	182	170	6,416	1,600	2,066	162,226	
	要介護2	1,480			6,610			166,620	
	要介護3	1,630			7,240			171,750	
	要介護4	1,772			7,837			176,607	
	要介護5	1,910			8,416			181,326	
3割負担	要介護1	2,010	273	255	9,624	1,600	2,066	188,349	
	要介護2	2,220			10,506			195,531	
	要介護3	2,445			11,451			203,226	
	要介護4	2,658			12,346			210,511	
	要介護5	2,865			13,215			217,590	

各種加算 ※ ○印のついているものは、毎月算定される加算となります。

○ ①看護体制加算(Ⅰ)	4 / 日	常勤の看護師を1名以上配置した場合
○ ②看護体制加算(Ⅱ)	8 / 日	基準を上回る看護職員の配置及び24時間連絡が取れる体制を確保した場合
○ ③個別機能訓練加算(Ⅰ)	12 / 日	機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づいて機能訓練を実施した場合
○ ④夜勤職員配置加算(Ⅳ)	21 / 日	基準を上回る夜勤職員と、喀痰吸引が実施できる職員を配置した場合
○ ⑤日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46 / 日	認知症の高齢者等及び介護福祉士が一定割合以上の場合
○ ⑥個別機能訓練加算(Ⅱ)	20 / 月	③の内容を厚生労働省に提出、フィードバックを活用した場合
○ ⑦科学的介護推進体制加算	50 / 月	入居者の心身の情報を厚生労働省に提出、フィードバックを活用した場合
○ ⑧高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5 / 月	感染対策向上加算の届出を行った医療機関から実施指導を受けている場合
○ ⑨生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 / 月	見守り機器の導入や介護記録の効率化に資するICT機器を使用しているなど
⑩口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110 / 月	歯科衛生士による口腔ケアを月2回以上実施した場合
⑪初期加算	30 / 日	入居した日から起算して30日以内の期間
⑫安全対策体制加算	20 / 回	組織的に安全対策を実施する体制を整えている場合(入居初日に限る)
⑬外泊時費用	246 / 日	病院へ入院または居宅への外泊した場合(月に6日まで)
⑭療養食加算	6 / 食	医師の処方せんに基づく療養食を提供した場合
⑮再入所時栄養連携加算	200 / 回	入院先の管理栄養士と連携して栄養管理の調整を実施した場合
⑯退所時相談援助加算	400 / 回	退所後の居宅サービス利用時に文書で情報提供した場合
⑰看取り介護加算(Ⅱ)		配置医師が終末期であると判断した入居者について看取り介護を行った場合
	72 / 日	死亡日以前 31日以上、45日以内
	144 / 日	死亡日以前 4日以上、30日以内
	780 / 日	死亡日の前日及び前々日
⑱配置医師緊急時対応加算		配置医師が時間外に施設を訪問して診察を実施した場合
	650 / 回	早朝 6:00~8:00
	650 / 回	夜間 18:00~22:00
	1300 / 回	深夜 22:00~6:00
	326 / 回	配置医師の通常の勤務時間外(上記時間を除く)
○ ⑲介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		基本報酬と加算を合わせた総単位数の14.0%

## その他費用

医療費	実費	嘱託医及び外部医療機関の受診や薬等に要した費用
理美容費	実費	外部業者が定める金額
日常生活品	実費	ティッシュ、歯ブラシ等
代理購入費用	実費	ご本人又は家族の依頼で施設が立替えた費用(買い物代行、移動販売)
特別な食事	実費	栄養補助食品等
教養娯楽費	実費	レクリエーション、サークル活動、行事としての材料費等
通信費	実費	ご本人宛の郵便物等の転送代金
移送費	実費	施設の送迎で受診した際の駐車場料金、有料道路料金等
退居時の原状回復費用	実費	故意による破損等がある場合

※日常生活品については、原則ご家族様にご用意して頂きます。施設で購入した場合のみ、日常生活品費をご請求させていただきます。

- 標準型車いすは施設で用意していますが、特殊な車いすが必要となった際は用意をお願いする場合があります。
- 入院または外泊中においても居住費のご負担をいただきます。なお、7日目以降の居住費負担額は標準額となります。
- 介護報酬改訂及び人員配置等による体制の変更により、利用料金に変更となる場合があります。